
平成24年度第1回石狩市市民参加制度調査審議会

日 時 平成24年9月4日（火） 午後6時30分～午後8時20分

場 所 市役所本庁舎5階 第1委員会室

出席者 渡邊信善会長、徳田昌生副会長、浅野みゆき委員、三浦ひとみ委員、宮田民子委員、
向井邦弘委員、石丸千登勢委員、清水祐美子委員、蜂谷健一郎委員、
我妻信彦委員

（欠席：西野悦子委員、井出美沙委員）

【事務局】 石狩市副市長 白井 俊、企画経済部長 加藤龍幸、
協働推進・市民の声を聴く課長 林俊次
協働推進・市民の声を聴く課主査 岩本隆行、清水千晴
協働推進・市民の声を聴く課主任 手島 衷

傍聴者 0人

=====
【事務局（加藤部長）】

これより平成24年度第1回石狩市市民参加制度調査審議会を開会いたします。会長が選出されるまでは、事務局の方で進行させていただきます。私は石狩市企画経済部長の加藤でございます。よろしくお願いたします。

会議次第の2番目の市長挨拶でございますが、田岡市長が都合により出席できない為、白井副市長より挨拶いたします。

【白井副市長】

今お話しした通り、市長は他の公務がございまして出席が叶いませぬので代わって私よりご挨拶をさせていただきます。皆様には日頃から市民参加はもとより行政全般それぞれにご尽力、ご協力を賜り感謝を申し上げます。またこの度は、委員の就任ということでご快諾を賜ったということでございます。お手元に委嘱状を交付させていただきましたので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

皆様には、すでにご承知のことと存じますが、石狩市では市が重要な案件を決定しようとするときに事前に情報を公表した上、市民の皆さんから意見をいただく手続きを行うということで行政活動への市民参加手続きの手法を定めた市民の声を生かす条例を平成14年に施行を致したところであります。

市民参加手続条例としては、全国の自治体に先駆けて実施した制度でございまして、これまで多くの自治体からこの内容等についての視察、あるいは注目も浴びた条例であります。

本審議会は、この条例に基づき設置をされているものでありまして、これまで5次に亘りまして審議会の中で市民参加制度の仕組みをより一層効率化、効果的なものとするためのアイデアやより地域に浸透させていくための方策の検討、制度運用の総括的評価に基づく条例の見直しなど様々な観点、視点から具体的な提言をいただいております。そうした中でこれまで多くの市民参加手続が行われている

中で、市役所そして市民共に行政活動に対する市民参加の意識、制度運用は着実に進展をしている。このような認識をしているところではありますが、この制度の良好な運用状況を維持していくための見守り役として、また時代の変化等に伴い制度の改善が必要ではないのかなど、この制度を堅持、発展するためにも皆様から貴重なご意見等を賜りたいと考えているところでもあります。

地方分権が進む中、国が定めていたものが自治体の判断に委ねられるものも、また様々な権限移譲などが現在行われている中で市の判断に至るまでの手続きとして市民の皆さんのご意見をいただく必要性はますます高まる、とこのように認識をしている中で本審議会におかれましては様々な観点、視点から活発なご議論等をいただくことをお願い申し上げご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

【事務局（加藤部長）】

会長、副会長の選出の前に、委員及び事務局の自己紹介を行いたいと思います。大変恐縮ですが、渡邊委員から時計回りでお願い致します。

【渡邊委員】

市の体育協会推薦の渡邊でございます。宜しくお願ひします。

【宮田委員】

浜益自治婦人会から参加させていただいている宮田です。宜しくお願ひします。

【三浦委員】

子育て支援ワーカーズ・ぼけっとママの三浦と言います。宜しくお願ひ致します。

【浅野委員】

NPO法人ひとまちつなぎ石狩の浅野と言います。宜しくお願ひします。

【徳田委員】

徳田です。現在いしかり市民カレッジや、子ども相手の理科実験教室等を行なっております。

【石丸委員】

こんばんは、石丸と申します。7年前に札幌から石狩に転入しました。市民とともに作り上げていくまちがここ石狩から広まるように、温かい市民参加制度となるように、市民の声を発していきたいと思っています。

【清水委員】

清水と言います。宜しくお願ひします。

【蜂谷委員】

お晩でございます、一般公募の蜂谷と申します。宜しくお願ひ致します。

【向井委員】

一般公募の向井と申します。浜益在住です。宜しくお願ひします。

【我妻委員】

お晩でございます。総務部職員・行政改革担当の我妻と申します。どうぞ宜しくお願ひします。

【事務局（岩本主査）】

協働推進・市民の声を聴く課の岩本です。この市民参加制度を担当しております。宜しくお願いします。

【事務局（加藤部長）】

あらためまして、企画経済部長の加藤と申します。本日は暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。どうぞ宜しくお願いします。

【事務局（林課長）】

皆様今晚は、協働推進・市民の声を聴く課課長の林です。今後2年間、宜しくお願いします。

【事務局（清水主査）】

協働推進・市民の声を聴く課の清水と申します。どうぞ宜しくお願いします。

【事務局（手島）】

協働推進・市民の声を聴く課の手島です。宜しくお願いします。

【事務局（加藤部長）】

それでは会議次第の3、会長と副会長の選出にあたります。条例第31条に則りまして、市職員以外の委員から委員の互選により会長、副会長を選出することになっております。選任方法について、あるいはこの方がいいのではないかといったご意見がありましたら、よろしく願いいたします。

【清水委員】

推薦という形でよろしければ、前回副会長をされていた渡邊さんを会長にと思いますがいかがでしょうか。

【事務局（加藤部長）】

ただいま清水委員より、会長に渡邊委員をご推薦していただきましたが、他にご意見ございませんか。
＝「ありません」の声＝

【事務局（加藤部長）】

ありがとうございました。それでは会長は、渡邊委員にお願いを致します。次に、副会長の選出について、どなたかご意見はございませんか。

【渡邊委員】

ただ今、会長に推薦いただきました渡邊です。できれば私から唯一の学識経験者として就任されています徳田委員にお願いしたいと思っておりますがよろしく願います。

【事務局（加藤部長）】

ただ今、渡邊会長より副会長に徳田委員を推薦いただきましたが、他にご意見ございませんか。
＝「異議なし」の声＝

【事務局（加藤部長）】

ありがとうございました。それでは会長に渡邊委員、副会長に徳田委員でよろしく願いいたします。
＝会長、副会長に席の移動をお願いする＝

【事務局（加藤部長）】

それでは会議次第4の諮問でございます。白井副市長から渡邊会長に諮問書を手渡しいたします。

＝副市長移動＝

【白井副市長】

市長に代わってお渡しいたします。市民参加制度に関する諮問、石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例第28条の規定に基づき、市民参加手続の実施運用状況の評価及び市民参加制度をより良い内容とするための改善方策について貴審議会の意見を伺います。宜しくお願いします。

【事務局（加藤部長）】

白井副市長は、この後公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

【白井副市長】

今回、新たに就任された渡邊会長、徳田副会長、そして各委員の皆様宜しくどうぞご審議願います。ありがとうございました。

＝副市長退席＝

【事務局（加藤部長）】

それでは、渡邊会長に就任にあたってのご挨拶をいただき、引続き議事進行をお願いいたします。

【渡邊会長】

渡邊でございます。前回も2年間やらせていただきました。この制度の重要性ということを考えてみますと非常に責任を強く感じているところでございます。この制度も10年経過したということもあり、一つの大きな節目にきているということでございまして、より良い制度にするために皆さんの力をお借り致しまして懸命に努力していきたいと思っております。よろしくお願い致します。早速ですが、第6次の運営ルールについて、皆様とともに確認しておく必要がありますので事務局から説明をお願い致します。

【事務局（林課長）】

第6次審議会の運営ルールにつきましてご説明を申し上げたいと思います。資料の2ページでございます。この市民参加制度調査審議会の運営ルールにつきましては、会長が審議会に諮って定められるというふうになってございます。審議会の運営ルールで確認していただく事項は議事録の取り扱いと傍聴者の意見提出の2点となっております。

これまでの審議会のルールがどうであったかということについて、ここに記載の通り議事録の作成につきましては、議事録は全文を記録する。議事録の内容は出席委員全員で確認する。出席委員の確認終了後、会長の署名により議事録を確定するということになっておりました。

次に、傍聴者の意見提出につきましては、傍聴者が書面で感想や意見を提出することを認めるということに致しております。

第6次審議会におきましても、このルールで良いかどうかのご確認をいただければと思います。宜しくお願い致します。

【渡邊会長】

ただ今、審議会の運営ルールについて説明がありました。議事録の全文記録、その内容は出席委員全員で確認をする。その後は会長の署名によって議事録を確定する。また傍聴者の書面による感想、意見

の提出も求めるということですが、皆様にお伺いしますが、これからもこのルールで運営して宜しいでしょうか。

= 「異議なし」の声 =

【渡邊会長】

異議なしということですので、第6次もこれまで同様のルールで運営をしていくこととします。次に、第6次審議会の審議内容について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（林課長）】

引き続き、審議内容についてご説明を申し上げます。ただ今、会長への諮問書にありますように、本審議会では市民参加手続の実施運用状況の評価と市民参加制度をより良い内容とする改善方策についてのご意見をいただくこととなっております。第5次市民参加制度調査審議会の提言内容についてご説明をさせていただきます。運用状況の評価と致しましては、市民参加手続の運用状況については概ね適正に運用されている。第5次審議会では、審議の内容につきまして個別案件を取り上げ詳細に検証したところ、適正に実施されていきました。市民の皆様への公表方法の一つとして定められております「あい・ボード」について市民の目を引くように、掲示板自体に工夫を行うなど「あい・ボード」の周知に努めること、というふうにされました。また市民参加手続に関する改善方策に関しまして第5次審議会では、この審議会のあり方そのものに関する審議が行われました。制度の改善が進み、運用がある程度軌道に乗っており今後の役割と致しましては、良好な運用を維持していくための役割が重要になってくるのではないかとご提言を受けております。また、その中で審議会の適正な人数について今後も検討することは望ましい。構成委員につきましては、団体推薦枠に固定化傾向が見られるため様々な団体からの推薦を検討すべきである。今回の審議会では、人数については減員、推薦団体についても変更を行ってきたところですが、この第6次審議会でも引き続き議論をお願いしたいというふうに考えているところであります。また、審議会の報酬等の額にバラつきがみられるため整理が必要との提言もいただいております。第6次審議会と致しましては、先ほどの諮問の内容を含めまして、この提言に関することについてもご審議いただくというふうになるものと考えているところであります。制度の運用に関しましては、市民参加手続の結果だけをご覧になりましてご意見が出しづらいというふうに事務局として考えましたので、今回で言いますと水道料金の値上げに関するパブコメ資料等を事前に送付させていただいております。更に、今後ともパブコメの資料等につきましては送付致しますので今後の議論の参考にさせていただきたいと思っております。また他にも審議のために必要な資料等有ればできるだけご用意いたしますのでこの審議会の中で申し出ていただければと思っております。審議内容は以上のように進めさせていただきたいと思っておりますので、宜しくお願い申し上げます。

【渡邊会長】

ただいま、事務局から審議内容の説明をしていただきました。何かご意見ございますか。

= 意見なし =

【渡邊会長】

それでは、新任の方もいらっしゃいますので、最後に総合的にいろいろな疑問点等をお聞きするため

の時間を設けたいと思いますので、次に進みます。議事に入ります。事務局から資料が提出されておりますので、1～4までの説明をしていただきたいと思います。

【事務局（岩本主査）】

資料1～4までの説明致します。

まず、最初に資料1（3～5ページ）をご覧くださいと思います。こちらの資料は平成23年度の市民参加実施状況をまとめたものになります。手続き内容としましては、審議会、パブリックコメント、ワークショップ、市民会議、縦覧・意見書提出手続、その他の5つに分類し、参加人数は審議会であれば出席委員の人数、パブリックコメント・縦覧は意見提出者の人数、ワークショップ・市民会議・その他につきましては、それぞれ参加者の人数を掲載しております。

5ページをご覧ください。平成23年度は36の案件があり48の手続きを実施しております。参加人数は、19,720人、内訳ですが審議会が25件、419人。パブリックコメントが14件、66人。縦覧・意見書提出が2件、意見提出者0人。ワークショップ・市民会議は1件で30人。その他は、アンケートと意見交換会になります。アンケートが3件、意見交換会が3件、計6件。合わせて19,205人になります。前年度の比較としましては、件数は13件増えて、参加人数は19,367人増えております。アンケートを除きますと平成23年度の参加人数は515人で平成22年度から比較すると162人増えてございます。参加人数が増えた要因と致しましては、審議会につきましては、平成23年度は計画策定などの策定委員会などが多かったことが挙げられます。「地場企業等活性化委員計画」の改定で地場企業等活性化審議会に35人に参加いただきました。「第3期石狩市農業振興計画の策定」の策定委員会に76人、「一般廃棄物処理基本計画」の策定におきましては環境審議会でご審議いただきましたが37人、「高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画の策定」の策定委員会に54人が参加いただいております。

次にパブコメです。パブリックコメントの参加人数が前年度と比べて増えている理由と致しましては、総合計画の「戦略計画」の見直しがあり、これに意見を寄せる方が多くありました。パブリックコメントを除くと全体で5人。平成22年度より下がっている状況になっております。パブリックコメントの詳細については後ほどご説明致します。

アンケートですが、3件あったすべてが計画絡みになります。今年度全体の参加人数がかなり大幅に多かったのは、地域防災計画と水防計画の改訂で実施したアンケートの件数が多かったためになります。

意見交換会なのですが、森林整備計画の変更、花川北三角公園の施設整備工事、浜益区農漁業者専用住宅、この3件になりまして今回の意見交換会に参加された人数の平均は10名程度でした。

次に資料2、6ページ目を説明します。平成23年度末では46の審議会、うち35の審議会が開催されました。開催延べ回数は192回、うち公開での開催は100回、傍聴者については34人で、1回あたりの傍聴者数は0.34人です。平成22年度傍聴者数は62人で1回あたり0.78人なので前年の約半分になります。平成23年度の動向としましては、傍聴できた30審議会のうち10審議会が前年度より傍聴者数が減っております。特に大きく減ったのがNo.7の「行政評価委員会」これが11人から7人に減っております。次に「北石狩衛生センター運営検討会議」というものが平成22年度まではあったのですが、こちらの方は11人で、本年度は審議がありませんでしたので0件です。浜益区の地域協議会が前年度

17人いたのに対して1人になってございます。逆に傍聴が多かったところと致しましては、No.22の「介護保険事業計画等作成委員会」になります。こちらは平成22年度は0人だったものが6人になっております。審議の中身としましては今年度から始まっております高齢者計画の内容を審議しておりました。No.34の厚田区地域協議会ですが、こちらは9人から12人に増えております。こちらにつきましては、もう一つの地域協議会であります浜益区地域協議会から傍聴に来たため人数が多くなりました。年度内に傍聴者がいなかったのが平成22年度13審議会だったものが21審議会と増えてございます。

次に議事録確定までの日数ですけれども51.7日、平成22年度25.5日でしたので倍以上の日数を要したことになっております。この要因としましては、行政評価委員会と社会福祉審議会、福祉有償運送運営協議会が挙げられます。行政評価委員会は、実施回数が多く殆どが半年かかってございます。社会福祉審議会は5か月近く、福祉有償運送運営協議会は1年近くかかっております。行政評価委員会につきましては昨年度の総合計画の戦略計画の後期見直し作業と委員会開催時期が重なったため議事録の作成が遅れてしまいました。今年度につきましては、こうした作業が無かったことと議事録のまとめ方を変更したことで、現在のところ20日前後で議事録を確定してございます。社会福祉審議会につきましては、昨年度1回開催しております。議題は「石狩市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」、「石狩市健康づくり計画」両方とも報告案件になっております。福祉有償運送協議会につきましては、福祉有償運送を行う事業者が国に申請する際、市町村において関係者の意見が整ったことを証明するための書類を作成するために開かれる審議会です。この書類作成に関する一連の事務につきましては、履行されておりますが、議事録の作成は大幅に遅れてしまいました。

報告漏れは2件ございました。1件がNo.5の行政評価委員会とNo.31の図書館協議会になります。行政委員会の報告漏れをした理由としましては、直前の回に次回の開催日が決まったため公表手続きが間に合いませんでした。図書館協議会は担当課の報告漏れによるものです。

審議会全般と而言えば委員として市民参加手続に関わった人数は、例年の倍になりましたが、その一方で傍聴者は、半減したという状況になっております。

次に資料3、9ページをご覧ください。平成23年度パブリックコメント実施状況について説明をさせていただきます。平成23年度パブリックコメントに14案件該当するものがございまして、意見の提出状況と致しましては、66人から40件の意見をいただいております。意見提出者の人数よりいただいた件数が少ないのは同様の意見はまとめてカウントしているためでございます。平成22年度は12案件で25人から91件のご意見をいただきました。比較しますと案件は2件増え、人数も41人増えていますが意見の件数は51件減っているという状況になっております。人数は資料1でご説明した通り、総合計画のパブリックコメントに多く意見が寄せられたため増えております。人数が増えたのに件数が減った理由としましては、総合計画に寄せられた意見に同じような意見が多かったためによります。具体的に言いますと総合体育館の建設に関することが多く寄せられたためになります。パブリックコメント1件当たりの意見提出者は4.7人で、一人当たりの意見提出件数は平均すると2.9件です。

平成22年度は1案件あたりの意見提出者が2.1人で一人当たりの意見提出件数は7.6件でした。平成22年度と平成23年度では意見提出者は2.6人増えておりますが、意見の件数は逆に4.7件減っており

ます。意見提出者がいなかった案件は8件ありました。その他のパブコメに関しても1件、総合計画のパブコメを除けば全体的に意見提出者が少なかったと言えます。

次に資料4、10ページをご覧ください。昨年度、市民参加手続を行わなかった案件についてご説明いたします。この行わなかった案件は、「東日本大震災の被災者に対する使用料等の減免について」です。震災によって当市に避難された方に対し、経済的負担を軽減するため表にあるような料金の減免を行っております。本来であれば市民参加手続条例の別表1「条例規則等のうち、手数料等の料金を制定、改廃する場合」に該当しますので、市民参加手続を行わなければならない案件でした。しかし、これについてはやむを得ない案件として市民参加手続を実施しませんでした。やむを得ない理由で実施しなかった場合については、市民の声を活かす条例第5条第2項の中で「手続をしなかった理由」、「市が下した決定の内容とその理由」などを公表すると定められております。そのため市としましては、ホームページや、広報いしかり、あい・ボードに掲載、公表しております。実施しなかった理由としましては、精神的、経済的にも大きな負担を強いられた避難者に対して、市としてすみやかに対応策をとる必要があったことから市民参加手続をとりませんでした。

以上資料1～4までの説明を終わります。

【渡邊会長】

1～4までの説明でご意見、ご質問はありますか。

【浅野委員】

資料1、2についてなのですが、資料1については手続の実施状況、資料2は審議会等の公表ということで、資料1で審議会と載っていることが資料2にも載っているということですか。

【事務局（岩本主査）】

資料1と資料2の違いですが、資料1は市民の声を活かす条例に基づいて市民参加手続を行わなければいけない案件で、それに基づき平成23年度に実施したテーマになっております。そのテーマについて、手法としましてパブリックコメント、審議会、意見交換会を行ったものとなります。これに対し資料2は石狩市が附属機関に審議いただいた審議会すべての情報になっております。1と2の違いとしましては、審議会につきましては、すべてが市民参加手続に該当するものではございません。協議、報告案件というのは、市民参加手続にならないものもありまして、逆に市民参加手続になる案件として、市が諮問した案件それについては市民参加手続として取り扱っております。そこで資料1、2が合わない場合があります。

【浅野委員】

5ページの水道料金の改定というふうになっているのが、資料2だと26番に当てはまるのかと思うのですが、そういうふうな見方は間違いですか。

【事務局（岩本主査）】

基本的には、間違いではないですが、7ページのNo.26の水道事業運営委員会の中で諮問のところをご覧いただきたいのですが、諮問を行ったか行っていないかになります。5ページの水道料金の改定について参加人数23人と書いてあるのは諮問を行った以降の答申をいただくまでの参加人数です。それをカ

ウントした人数になりますので5月31日と8月29日に行っている委員会については、おそらく諮問案件ではないものとして市民手続の案件には入れてないと思います。

【浅野委員】

資料1だけを見ると審議会を行ったもので何回このことに対して行ったかということがわからなかったため資料2を見たらわかるかと思ったのですが、回数やっても参加人数がこれしかないのかなというふうに思いました。どのようにして資料1と2を見たらわかるのか疑問になりました。審議会というのをどういうふうに突き合せしていくのかわかりませんでしたので教えていただきたいです。

【事務局（岩本主査）】

浅野委員がおっしゃる通り事務局としても見づらいかと思います。この審議会でカウントしている人数は、諮問から答申までの回にご参加された方の人数になります。もし資料が必要であれば、次回までにご用意することはできます。

【浅野委員】

よろしくをお願いします。

【渡邊会長】

市民参加手続の審議と市が持っている各種審議会との関連が理解できないのですが。

【事務局（林課長）】

浅野委員のご質問にお答えしましたが、この資料1につきましては説明を申し上げましたけれども市民参加手続としての諮問からの人数ということですが、一方資料2については、審議会に対する各回の参加人数も記載しておりませんので、浅野委員のように水道の審議会は昨年ですと全5回開催しておりますけれども、この人数の参加者と市民参加手続の人数と整合性というのがわからないという部分のご指摘だったと思います。次回までには、審議会の参加人数等の記載をしたいと思っておりますし、改めて市民参加手続参加人数に関しましても、もう少し詳しくご説明できるように考えていきたいと思っております。

【徳田委員】

資料1の参加人数とありますが、審議会の委員は当然入っていない数ですよね。例えば、資料1の参加人数が一番右の枠にあります。総務課の一番上で表彰審査委員会の6名とあるのが委員会に参加された委員の数なのか、委員ではなく一般市民が参加した人数なのか、そこがわからないのですが。

【事務局（岩本主査）】

この参加人数につきましては、審議会は委員として出席された方の人数のみになっております。傍聴した方の人数は含めてはございません。理由としては、傍聴者は意見を審議会で述べることは認められておりません。そのため、カウントしてございません。

【徳田委員】

わかりました。4ページ目の環境審議会の案件がありまして例えば12月22日は8名、11月2日は21名、平成24年3月5日37名となっていて審議会の委員の数としては、あまりにも調和していないと思いますが、この人数は何を意味しているのでしょうか。

【事務局（岩本主査）】

同じ審議会で参加人数が違うというのは、手続のテーマに対する諮問をしていただいた回数によるものだと思います。

【徳田委員】

トータルなのですね。

【事務局（岩本主査）】

そうです。詳しい資料が手元にないのですが、おそらく公害防止条例の8名というのは、諮問は1回だけ。他の人数については数回にわたって諮問と答申をしたのではないかと思います。

【徳田委員】

5ページ目の水道料金は、5回で23名ということは、運営委員会はあまり人数がいらないのでしょうか。あるいは、バラつきがあるのか。

【事務局（岩本主査）】

水道運営委員会につきましては、7ページをご覧いただきたいのですが、諮問が12月13日にされておきまして、これも恐らくになってしまうのですが、これ以降、答申をいただいた日までの人数をカウントしていると思います。これ以前の5月31日と8月29日の人数はカウントしていない数字になるのではないかと思います。いずれにしても委員の皆様からわかりづらいという意見が出る以上、次回改めて資料をご提示させていただきます。

【渡邊会長】

市民参加手続きの実施状況では一般市民から意見が出された人数が出れば、わかりやすいと思うのです。一般の審議会はそれぞれ人数が条例等で決まっていますから、その辺は委員がきちっと把握しなければいけないところです。ただ、特に市民参加手続の実施の中で、どういう状況で一般市民から意見・内容がどうであったかというものが明らかにされないと、これからこの制度をどのように進めて行ったらいいのかというところにも繋がってくるのではないかと思います。これから、そういう形にできれば、資料をまとめていただければ良いかなと思います。

【石丸委員】

資料1の参加人数なのですが、単純に委員名簿の人数をこの資料に割り当てたら駄目なのですか。

【事務局（岩本主査）】

欠席されている方もいらっしゃるので、そのまま当てはめるのは難しいと思います。出席された方の人数を当てはめていくのが正しい数字だと思います。審議会につきましては、全てを市民参加手続としている訳ではなく、あくまで諮問、答申に関わった回にご出席いただいた方をカウントしていますので、そこで違いが出てしまうのかと思います。

【石丸委員】

条件が違うので、細かく分けて書いた方がいいと思います。

【事務局（岩本主査）】

今、ご説明いただいた点を踏まえて、次回改めてどういう数字を載せているのかという定義とこの表

自体をもっとわかりやすく内訳を入れたものを皆様にご提示したいと思います。

【渡邊会長】

難しいけど、一つの情報公開でこういうことが審議されていますというふうになるのだと思うのです。市民参加手続ということになれば、どういう項目が一般市民からいつ、こんな意見をもらいましたという資料が必要だと思うのです。一般の審議会と我々の審議会と混合してしまうのです。関連も含めて、そこら辺の区分けもできればと思います。

【事務局（加藤部長）】

各委員の方からご指摘をいただき、いずれにしても資料自体が提示のあり方も含めて、事務局としては恐縮なのですが、特に新しい委員の方もいらっしゃいますので、分かりづらい部分を再度事務局の方で作り直して、改めて委員の方々に郵送して次の審議会が始まる前までにどの辺がわかりづらいかキャッチボールをしながら、本来であれば第1回目の審議会ですれらをケアしなければいけないところを若干お時間をいただいて、どなたが見てもこの表の意味・内容がわかるように改めて作り直しをしたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。本当に申し訳ございませんでした。

【渡邊会長】

ただ今、加藤部長からお話しがあったようなことで今後取り進めたいと思うのですが、よろしいですか。

【向井委員】

審議会、パブリックコメントのことが5ページに整理させているのですが、例えば25件の審議会については、今回の市民参加手続は新規として何件あって何件のうち25件ですよ。パブリックコメントの14件は、実際は50件あったけどそのうち14件ですよと言うようなこともできれば、何割が参加しているかわかるのではないかと思います。

【事務局（岩本主査）】

パブリックコメントは、14件ですべてです。審議会は、一つのテーマに基づいて何回か審議会をしており、ここで挙げている25件というのはテーマの数になります。審議会全体の数字から何分の何とすると解りづらくなるのではないかという気がするのですけれども、出すことはできます。

【向井委員】

皆さんのわかりやすいようにしていただければと思います。

【浅野委員】

資料1の終了月日とは、いつを指しているのですか。資料2で見る開催日中の最後の日なのかと思いましたが、最後ではない日もあるのですからそれをわかるようにしていただきたいのと、手続き内容で意見交換会があるのですが、どういった方達がどのように意見交換会に参加されているのでしょうか。その点を教えていただければと思いました。

【事務局（岩本主査）】

終了月日については次回までわかるように致します。意見交換会にどういう方が集まったというのは、意見交換会のテーマの中で4ページ目の中段にあります石狩市森林整備計画の変更で1つ意見交換会

をやっております。5ページ目の都市整備課の花川北三角公園の施設整備工事で2件、浜益区農漁業者専用住宅の計3件の審議会を開いております。

【浅野委員】

審議会は審議委員という人がいらっしゃって審議をするのはわかります。意見交換会は、一般の人たちが意見交換会を行いますということで公募して集まった方たちが意見交換会をするということですか。

【事務局（岩本主査）】

まず、森林整備計画の変更ですと興味のある方は来てくださいというスタンスで、基本的にはどなたでも参加できます。これにつきましては森林を持っている方が対象だったと思うのですけれども、そういう方に影響する計画でしたのでそういった方が集まったと思います。三角公園の施設整備工事につきましては、基本近隣の町内会の方が利用するので遠くからわざわざ来てというのはないと思うので近隣町内会を対象に呼びかけています。浜益区農漁業者専用住宅については、専用住宅を浜益区で建設することを市民参加手続きとして意見交換会を行ったのですけれども、そこに住みたい方、第1次産業に従事している方が主に参加されたのかと思います。

【事務局（加藤部長）】

今の岩本主査の説明に対する補足ですが、市民参加手続マニュアル 2010 というのをお配りしているかと思うのですが、お持ちであれば、様々な手続の中で 13 ページに「意見交換会とは」というところがありまして、そこで過去の事例を見ても特定の地域を限定とした案件が結構多いというものでありますので、もしよろしければこの部分をみていただければ幸いです。

【渡邊会長】

他にございませんか。

【清水委員】

5ページなのですが、下の方に案件数（前年度）とありまして 36 件（29 件）とあります。また下の年度別のところを見ると平成 23 年度だと 36 件が 48 件で件数が合わないのはどうしてですか。また、前年度が平成 22 年度は、上の表では 29 件なのに下の表では 35 件で件数が違うのはなぜですか。

【事務局（岩本主査）】

案件数について説明させていただきますと、案件数というのは市民参加手続のテーマというのが表にあると思うのですけれども、このテーマの数をカウントした数になります。このテーマを一つずつ追っていきますと 5 ページの上に札幌圏都市計画地区計画の変更というのがありますが、これは一つの案件に対して手続内容として審議会一つ、意見書提出一つ、これは二つの市民参加手続を行っております。

この二つの市民参加手続は一番下の表にそれぞれ審議会と意見書提出にカウントされますのでこの案件数よりも手続数が多くなるということになります。

【清水委員】

ありがとうございました。

【渡邊会長】

他にありませんか。蜂谷委員、何かございませんか。

【蜂谷委員】

特にございません。

【渡邊会長】

何でも良いですよ。色々と聞いてこれからの審議の参考にしてください。宮田委員、何かございませんか。

【宮田委員】

皆様の意見を聞きながら、こういうことなのかなと学習中です。

【渡邊会長】

三浦委員、いかがですか。

【三浦委員】

表の見方について、皆様の意見を聞いて学んでいるところでございます。

【渡邊会長】

先ほどから言っているように一般の委員会と我々の調査審議会との関連。大きく言えば市民参加なのですが、市の事業に対してこの委員会が意見を言うことはできない。みなさんが一住民として言うのは良いのですが、この審議会では、街づくりのために機能しているか、していないか。機能してなければどう是正するべきか、ということを皆様で話し合っ市に答申をしている審議会ですのでその辺の区別が大変だと思います。事務局は大変でしょうけど、市民参加手続によって一般市民の方から意見をいただいて、どう活かされているか。このことがわかる資料を事務局からいただければ、当委員会としてはありがたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

【向井委員】

確かに、市民参加手続の関係については難しいですけれども、パブリックコメントは市民が一番手続しやすいのではないかと思います。審議会については、それぞれ委員が来てやっていますから。今回私も水道の件をやってみたのですが、最初に感じたのがどう書いたら良いのか、どうパブリックコメントしたら良いのか、というのが実感でした。例題をあげてやった方がわかりやすいのではないかと感じました。

9ページにも書いてある通り、パブリックコメントで一つの例だと思うのですが、採用が11件あって、ほとんどが不採用か参考程度で終わってしまうのですけれども、採用まで行かなくても検討したよというような感じがしない。できれば箇条書きに例を挙げていただければ、パブリックコメントにもう少し参加があるのかなと思います。

【渡邊会長】

向井委員の意見を参考にして検討してください。みなさんがより一層うまくコメントできるような形作り等をお願いします。他にございませんか。

では次に進みますが、よろしいですか。第5次審議会からの答申に対する取り組み状況について岩本

主査をお願いします。

【事務局（岩本主査）】

私の方から第5次審議会の答申に対する現在までの取り組み状況をご説明致します。2ページの第6次審議内容についてをご覧ください。前段で説明がありました通り、第5次市民参加制度調査審議会からいただきました答申の内容になります。

まず、市民参加手続の周知についてですが、公表手段の一つである「あい・ボード」を人目を引くように掲示板自体に工夫を施すよう答申をいただきました。この「あい・ボード」の活用につきましては、第5次だけではなく、それ以前にも委員の皆様からご指摘をいただいていたところではあります。この件に関しましては、予算が伴うものでありますがデザインを決める作業をもし行うことができましたら、その時には委員の皆様にもご意見を伺いながら決めて行きたいなと思っております。

次に、市民参加制度調査審議会のあり方についてですが、制度設立当初は制度の改善を積極的に行うことが審議会の役割でしたが、現在は制度の運用が概ね軌道に乗っていることからこの良好な運用状況を維持していくことが役割になっているということが、先ほどの説明の通り答申されました。本審議会のあり方につきましては、この役割に応じた組織体制が必要になりますが前は15名体制だったのですが、現状維持か減員かの議論では第5次の審議会の中では結論が出ませんでしたので、今審議会に申し送り事項として引き継がれております。

答申にありますように、今後も大きな制度の改善などが見込まれないことから事務局としましては第6次審議会の委員編成につきましては、この答申の趣旨を踏まえて一般公募以外の学識経験者、団体推薦者、市役所職員を1名ずつ減らし、全体として12名としてございます。

構成員につきましては、一部の団体推薦が固定化しているとのことご指摘を受けたことから、第6次の審議会では、この点を考慮した委員構成になってございます。

次に審議会等の報酬について報酬額の取り扱いを統一する必要があるという点につきましては、来年度予算協議までに整理していきたいと考えてございます。

以上です。

【渡邊会長】

ただ今の第5次審議会からの答申について説明がありました。ご質問等はありませんか。

【石丸委員】

「あい・ボード」の周知に努めるということから感じたことなのですが、以前「あい・ボード」で審議会の委員を一般の中から広く募集を募るときに、「あい・ボード」では特別に専門的な知識は必要としないという内容を目にしたことがあったのですが、例えば広報誌では、そのような砕けた感じの記事は見たことがありません。自分が見てないだけかも知れませんが。広報誌も変わってきているのですが審議会の募集においても、例えば一般参加された方の感想やインタビューみたいな感じでもっと身近に審議会が一般の人の市民枠があって参加してそれが反映されていくことをもっと前面に出していけるように「あい・ボード」もそうですけど、せつかく市民の声を活かす条例とかがあるなら市民レベルの方に近づいてきた広報の仕方があったらもっと踏み出せるのではないかと思います。

【事務局（岩本主査）】

石丸委員がおっしゃったのは審議会委員の募集について「あい・ボード」で表示している文章と広報で出している文章が少し違うのではないかと、「あい・ボード」のように少し砕けた感じの広報にした方がよいのではないかとということだったのですが、「あい・ボード」は誌面制約というものがないものですから、ある程度は自由にできるのですが、広報につきましては誌面の制約がどうしてもありまして、この記事に限らず、できるだけ圧縮し、全ての記事を載せるというのがスタンスですので、どうしても制約は受けてしまいます。ただ、一般の参加者のインタビューの特集というような形で組むことはできるかなという気はしますので検討させていただきたいと思います。

【三浦委員】

「あい・ボード」の周知に努めるというところの予算、デザインという話があったのですが、その辺はボード自体を変えるというのか、そのデザインを変えるのかというのがわからなかったのですが。

【事務局（岩本主査）】

過去の審議会でご議論いただいてご指摘受けていたのは、「あい・ボード」をご覧いただければわかるのですが、「あい・ボード」という文字が下段に書かれています。上側には何もなくて、下段だと見づらいというご指摘を多く受けておりますので予算がつくか、つかないかの話になるので明確なことは言えないのですが、丸ごと変えるのではなく今の掲示板の上に「あい・ボード」と何文字かの説明を入れるということをイメージしております。

【三浦委員】

例えば、それを変わりましたまた見てくださいというような周知をしていくということですか。周知という意味でいくとみんな見慣れてしまって、マンネリ化してしまうということになってしまうのではないのでしょうか。

【渡邊会長】

その辺も広報などを使って、あい・ボードの存在をアピールしてください。我妻委員、何かございませんか。

【我妻委員】

私も色々事務局を担当させていただいていますので真摯に受け止めて、事務局を担当している審議会を行うときは参考にさせていただきたいと思います。

【向井委員】

前期からの継続委員が会長と私と西野委員くらいなのですが、前回の答申された内容の中で他の審議会より委員の数が多かったため、その内容については事務局としてすぐ減員させていただいて僕としては非常にいいと思います。私は、浜益なのですが「あい・ボード」自体になじみがなく、厚田を含めてもわかるような場所に設定することをお願いします。

【渡邊会長】

他に無ければ、これくらいで議事は終了したいと思います。その他に入ります。

【事務局（林課長）】

ただ今の議論も含めまして、次回までの提出資料ということで私の方で整理させていただきまして、ご報告させていただきます。開会当初に、副市長から会長にお渡ししました諮問書につきましては、後日皆様に写しを送らせていただきます。ご議論の中で、今回の資料で大変ご迷惑をおかけいたしました。資料1にある市民参加手続の参加人数関係と資料2の各審議会の参加人数等の整合性がわかるような資料、さらに市民参加手続の定義の問題、資料1の終了月日の取扱いに関する説明というようなことに関しまして、改めて整理された資料を作成致しまして次回の審議会開催前に皆様の方には送らせていただきたいと思っております。

その中で確認をしていただきましてご質問等ございましたら、事前でも結構ですし、審議会の中でも結構です。お寄せをいただきたいと思っております。次回の審議会の開催予定でありますけれども、11月頃に開催したいと思っております。

【渡邊会長】

最後に質問はございませんか。それでは、これで審議会を終わりたいと思います。本日は長時間にわたってのご議論ありがとうございました。

平成24年 9月 29日 議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会

会長 渡 邊 信 善